

事業者の皆様へ

倉敷市建設局建築部建築指導課

簡易リフト、エレベーターに関する建築基準法の手続きについて

平成21年2月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

工場等に設置される簡易リフト・エレベーターに関しては、労働安全衛生法と、建築基準法が適用されますが、事故を起こしたエレベーターについては、建築基準法に基づく確認申請等の手続きがされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められる昨今、事業者におかれましては、工場等に簡易リフト・エレベーターを設置される際には、労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告書と建築基準法に基づく手続き（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、倉敷市建設局建築部建築指導課
電話 086-426-3501 FAX 086-427-3536 までお願いします。

建築基準法では、

- ・簡易リフト
- ・1t未満のエレベーター

についても、原則として建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。

【参考】労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法																								
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）																								
区分	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター かごの面積1m²超かつ高さ1.2m超 ● 簡易リフト かごの面積1m²以下又は高さ1.2m以下 <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">↑ 高 1.2 さ m</td> <td style="text-align: center;">③ 簡易リフト</td> <td style="text-align: center;">④ エレベーター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓ 低</td> <td style="text-align: center;">① 簡易リフト</td> <td style="text-align: center;">② 簡易リフト</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">1.0 m²</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">小 ← 面積 → 大</td> </tr> </table>	↑ 高 1.2 さ m	③ 簡易リフト	④ エレベーター	↓ 低	① 簡易リフト	② 簡易リフト	1.0 m ²			小 ← 面積 → 大			<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター かごの面積1m²超又は高さ1.2m超 ● 小荷物専用昇降機 かごの面積1m²以下かつ高さ1.2m以下 <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">↑ 高 1.2 さ m</td> <td style="text-align: center;">③ エレベーター</td> <td style="text-align: center;">④ エレベーター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓ 低</td> <td style="text-align: center;">① 小荷物専用昇降機</td> <td style="text-align: center;">② エレベーター</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">1.0 m²</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">小 ← 面積 → 大</td> </tr> </table> <p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>	↑ 高 1.2 さ m	③ エレベーター	④ エレベーター	↓ 低	① 小荷物専用昇降機	② エレベーター	1.0 m ²			小 ← 面積 → 大		
↑ 高 1.2 さ m	③ 簡易リフト	④ エレベーター																								
↓ 低	① 簡易リフト	② 簡易リフト																								
1.0 m ²																										
小 ← 面積 → 大																										
↑ 高 1.2 さ m	③ エレベーター	④ エレベーター																								
↓ 低	① 小荷物専用昇降機	② エレベーター																								
1.0 m ²																										
小 ← 面積 → 大																										